

今月のテーマ

『夏のイチオシ』

上富良野町

かみふらの八景ラリー

「かみふらの八景」をまわり、標柱に掲示されているQRコードをスマートフォンで読み込んで、スタンプを集めると素敵な商品がもらえます。

開催期間 9月30日(月)まで

参加条件 どなたでも無料で参加できます

プレゼント内容

- ・スタンプ3個以上で、缶バッチと選べるドリンク
- ・ジェットコースターの路を除く7か所をまわった方は、完走証明書とメロンが当たる抽選応募券を差し上げます
- ・サイクリスト(自転車参加)の方には、別途プレゼントあり

景品交換場所 かみふらの見晴台情報ステーション(上富良野町光町3丁目)

その他 町内でレンタルサイクルも利用いただけます。(HP参照)

問 かみふらの十勝岳観光協会 ☎ 45-3150



中富良野町

森林公園キャンプ場&観光リフト

森に囲まれた静かな空間「森林公園キャンプ場」は12サイト限定で申込を受け付けています。小さな炊事場と簡易トイレを設置しており、利用料金は無料です。事前予約制となっていますのでお早めにお申し込みください。

また、森林公園散策と一緒に観光リフトに乗りませんか?十勝岳のすそ野に広がる田園風景と花畑を眺めながらゆっくりとした時間をお楽しみいただけます。営業期間はいずれも8月31日(土)までです。

問 中富良野町産業建設課 ☎ 44-2123



富良野市

ふらのワインぶどう祭り 2019 in まちなか

お手ごろ価格で各種ふらのワインが楽しめるほか、ワインの銘柄を当てるブラインドテイastingや、地元食材などを使ったふらのワインに合う創作メニューが提供されます。恒例のぶどう踏み実演もご期待ください!

とき 9月1日(日) 午前10時~午後4時

ところ JR富良野駅前公園

問 実行委員会事務局(商工観光課内) ☎ 39-2312



南富良野町

どんころ森のピクニック

ハスカップにラズベリー、ブルーベリー。オーガニックファームでベリーを摘み取ったらアウトドアクッキングの始まりです。心地よい風を感じる夏の森にお邪魔させてもらいましょう!

期間 9月6日(金)まで

料金 大人 5,000円 子ども 4,000円 (いずれもおやつ代・保険代含む)
※2歳未満のお子様は無料。

対象 2歳以上のお子様とご家族・保護者の方

※食品アレルギーがある方は、事前にお知らせください。

※その他持ち物等、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

問 NPO法人どんころ野外学校 ☎ 53-2171





知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「**全額免除**」または「**一部免除**」する制度があります。*免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和元年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
保険料	0円	4,100円	8,210円	12,310円

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得（※）が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和元年7月～令和2年6月の保険料は平成30年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場住民課またはお近くの年金事務所にご提出ください。

申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和元年7月に申請する場合は、平成29年6月までさかのぼって申請できます。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●対象者

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

○18歳に到達する日の属する年度の3月31日まで。児童の心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで。

●支給制限

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ・前年分の所得が一定額以上ある場合 など

児童扶養手当受給者は、令和元年8月1日から同月31日までに現況届を役場に来庁して提出する必要があります。また、支給開始月から5年を経過する予定の方及び既に5年以上経過した方は、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出してください。

ご案内は個別に郵送していますのでご確認ください。なお、提出がない場合は手当額の一部または全部が停止される場合があります。

特別児童扶養手当

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

●支給制限

- ・前年分の所得が一定額以上ある場合
- ・児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- ・児童が施設に入所しているとき

特別児童扶養手当受給者は、9月までに現況届を提出する必要があります。対象者には8月中旬に現況届提出の依頼文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

●提出先

福祉子育て支援課子育て支援室 または
トナム支所

●問い合わせ先

福祉子育て支援課子育て支援室
☎ 56-2125

聞いてみたいこと、心配なことなどありましたらお気軽にお問い合わせください。